広島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則

令和５年３月２９日

規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、広島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和５年広島県後期高齢者医療広域連合条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（債権管理体制等の整備）

第２条　条例第５条の規則で定める台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 広域連合の債権の名称

(2) 債務者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(3) 広域連合の債権の額

(4) 広域連合の債権の発生及び徴収の履歴に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合の債権の管理の状況を把握するため広域連合長が必要と認める事項

（督促）

第３条　条例第６条の規定による督促は、原則として履行期限の翌日から起算して２０日以内に行うものとする。

２　前項の督促において指定する期限は、原則として当該督促を発した日から起算して１０日を経過した日とする。

（強制執行等）

第４条　条例第７条に規定する相当の期間は、原則として１年以上とする。

（徴収停止）

第５条　条例第１０条第１項に規定する相当の期間は、原則として１年以上とする。

（履行延期の特約等）

第６条　条例第１１条の規定により延長された後の履行期限は、原則として履行期限を延長する特約を締結した日又は履行期限を延長する処分を決定した日から起算して１年以内の日とする。

（放棄）

第７条　条例第１３条第１項第６号に規定する相当の期間は、原則として１年以上とする。

（議会に報告する事項）

第８条　条例第１３条第２項の規定により議会に報告する事項は、次のとおりとする。

(1) 放棄した債権の名称

(2) 放棄した債権の額及び件数

(3) 放棄の事由

(4) 前３号に掲げるもののほか、連合長が必要と認める事項

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。